

令和5年第1回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第4号 狭山市手話言語条例

○条例制定のための検討委員会ではどのような意見が出たのか。

●検討委員会は4回行い、手話をする機会や手話を目にする機会を増やしていく必要があるとの意見が多かった。また、教育段階から広めていき、小学校や中学校の総合学習等の時間の中でも取り上げていただくよう働きかけをしていく必要があるとの意見や、通訳者の確保や質の向上を継続的に行っていく必要があるとの意見があった。

○パブリックコメントの状況は。

●令和4年11月1日から11月30日まで実施し、8名から34件の意見があった。内容は条例制定後の事業展開に対しての提案で、教育との連携や広報に関するものが多かった。

○手話言語条例や、手話の必要性、聴覚障害者に対する接し方などを事業者にどのように働きかけをしていくのか。

●検討委員会では商工会議所の方に参画していただき検討を進めてきた。ポスターができた折には周知をし、雇用の際に不利益がないように進めてもらい、また、聴覚障害がある客に対しても適切に対応していただくよう働きかけを進めていく。

○手話言語条例は、他市や他県でもつくられているが、この条例制定を機に、市としては、どのような環境をつくっていこうと考えているのか。

●条例を制定した市については、全国的な市区長会があるので、令和5年度以降に加盟することを考えている。

○狭山市内で日常的に手話を使われている方はどれくらいいるのか。

●令和5年2月1日現在で、聴覚障害者は433名で、その中で日常的に手話を言語としている方については、200人程度いるのではないかと推測している。

○条例制定後の市役所の環境整備について、今後どのように充実させていくのか。

●どこの課でも簡単な手話でのコミュニケーションができるように進めていくというのが基本的な考え方である。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第7号 狭山市立博物館条例の一部を改正する条例

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第8号 狭山市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

○子ども医療費の対象年齢を18歳まで拡大することについて県内の状況は。

●令和4年10月1日現在の県内の状況は、18歳年度末としている自治体は、入院については37市町村、通院については28市町村となっている。久喜市、三郷市、小川町、ときがわ町が令和5年4月から年齢拡大を開始し、加須市が令和5年7月からを予定している。

○医療機関等との調整について、手数料等の変更、事務作業の変更や協議というのはどのようなようになっているのか。

●条例可決後、医師会等の定例会等で説明した後、医師会等に所属していない医療機関には通知を持参して周知を図っていく。診療報酬の審査と支払の関係で、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会と年齢拡大について新たに協定を交わし、高校生まで対象に含める手続を取ろうと考えている。また、対象拡大によって、手数料の単価が上がるようなことは、生じない。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第9号 狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

さしたる質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第10号 狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○安全計画について監査のチェック体制は。

●年1回実施している立入りによる指導監査の機会を捉えて、策定された安全計画についても、指導助言を行っていく予定である。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第11号 狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○第26条に定められていた懲戒権がなくなることに関連しての条例改正だが、不適切保育を防止するた

めの対策は。

- 各園にセルフチェックシートという形で、職員でチェックするような形をつくっている。今後、研修等も踏まえ、不適切保育の防止について改めて周知していきたい。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第12号 狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 市内の公立、民間の学童保育室で送迎バス等を持っている事業主はいないと認識をしているが、第6条の3の自動車を運行する際の安全確認の規定が該当するような場面はどのような場合か。
- 学童保育室においては、遠足などでバスを利用する場合を想定している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第13号 狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 現在の出産費用の平均はどれぐらいなのか。
- 今年度の出産育児一時金支給対象の室料差額等を含む全体平均は53万9,739円で、正常分娩のみの平均は53万6,069円となっており、前年度比で全体平均615円増額、正常分娩のみの平均は690円増額となっている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第16号 令和4年度狭山市一般会計補正予算（第10号） 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入並びに繰越明許費

- 初期救急医療体制整備事業費で、急患センター運営費補助金が増額されている理由と発熱外来の受入れの状況は。
- 補正予算の400万円の内訳は、ユニットハウスのレンタル料が140万7,000円、検査キット、空気清浄機の新規購入備品や消耗品関係などで147万6,000円、また、医療用廃棄物の処理や振込手数料などが65万5,000円、加えて防疫手当として、新型コロナウイルス感染症の診療を行う医師、看護師に上乘せして報酬を支給するような形を取っており、その経費が46万2,000円である。また、発熱外来の状況は、第7波の際に、昨年8月から感染状況が大きくなり、水曜日、金曜日の夜間、また日曜日、祝日の午前中に対応して、来院者は51名であった。また、第8波の際に、年末年始から今年の2月末まで、年末年始と日曜日と祝日に対応して、来院者は122名であった。

- 学校給食センター費のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業費について、減額措

置になっている理由は。

- 小中学校の1ヵ月の給食の食材費を当初4,400万円と見込み、上昇率10%ということで、9月分から3月分を充当するために、440万円の7ヵ月分、3,080万円を当初積算した。小麦関係のパンや麺、食用油といった顕著に価格が上がっていきそうなものに対して、令和元年度の搬入価格と現在の搬入価格の差分に対して補充したが、その差分は、トータルで425万3,218円であった。

○図書館管理事業費で、PCB廃棄物処分委託料と市有建物等修繕工事費がそれぞれ減額になっている理由は。

- PCB特措法の処分期限が令和9年3月までであることから、現在使用中の変圧器を今しばらく使用していくこととしたため、令和4年度内の工事等を見送りしたものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第17号 令和4年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○未就学児均等割保険税繰入金について、令和4年度から子どもの均等割が軽減されているが、対象人数は。

- 令和4年度の対象者数は631人である。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第18号 令和4年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○市町村特別給付事業費の在宅要援護高齢者介護用品給付事業委託料が増額になっているが、どのような状況か。

- 紙おむつの給付については、12月末の時点で、月の平均の件数が令和3年度が700件であったが、令和4年度は805件と15%増となっており、例年1月以降増える状況がある。

○基金積立金のところで、年度末基金残高はどれぐらいになるのか。

- 令和4年度については、すでに運用基金を除き決定している。令和4年度当初が17億734万3,881円であった。取崩し、積立てを行い、運用基金を前年度同額の29万848円と見込むと、年度末残高は15億4,821万4,005円となる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第19号 令和4年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第21号 令和5年度狭山市一般会計予算 歳出 3款民生費、4款衛生費、10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入 14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入並びに債務負担行為

3款 民生費

○民生委員活動における負荷の軽減策や平準化は。

●負荷の軽減策については、本来の民生委員活動以外である、市社会福祉協議会の地区組織である支部社協が行う会食の事業への協力に負担を感じている委員の方がいることから、支部社協の役員の方と協議を行い、役割分担の変更や負担軽減に向けた対応の依頼を行ったところである。また、負荷の平準化については、これまでの担当地区の民生委員と住民のつながりや、各地区の様々な要因に基づき、担当世帯は市内11地区のそれぞれの地区の民生委員児童委員協議会で決定していることから、一概に市内全体を平準化することが難しい状況である。

○今後の欠員解消に向けての取組は。

●民生委員の活動について、今年度5月の広報紙で見開きの特集を組んで紹介をしている。最初は不安だが、続けていくうちに地域のつながりができたなど、やりがいについての話などを紹介しており、民生委員、主任児童委員の周知を今後も続けていきたい。

○生活困窮者自立支援事業費の学習・生活支援業務委託料について、現在の利用状況は。また、予算額の根拠は。

●令和4年度と同様に小学生が23名、中学生が27名、高校生が21名で行っており、定員内で対応できるため予算額は同額で計上した。

○生活困窮者自立支援事業費の就学応援金について、成績基準を定めた根拠は。

●狭山市教育委員会の奨学金の貸与に関する制度の基準を参考に同等程度とした。

○5段階評価でおおむね3.5以上とのことだが、絶対に3.5ないと駄目なのか。

●このおおむねについては、全評価で3.5を若干下回った場合に、例えば中学生であれば英検の資格を在学中に取っているとか、生徒会の活動とかを若干加点して、合計して3.5以上ということならば該当になると考えている。

○就学応援金の給付は何名ぐらいを予定しているのか。またその根拠は。

●新たな給付は約7件ということで見込んでいます。中学生、高校生、大学1年生までの各学年1人ずつ予算計上をしている。

○敬老事業補助金について、単価の変更はあるのか。

●単価は令和4年度と同額の700円である。

○ひとり歩きの高齢者の安心シールの交付事業の新年度の見込みは。また、利用実績は。

●15名分の予算を確保し、6万3,000円を計上している。令和5年1月末現在の利用者が40名であり、実際に二次元コードを読んで家族へ連絡されたものは本年度1件あった。

○緊急通報サービス事業について、携帯電話が対象になっている事業者は1社のみだが、制度の改善や状況の把握についてはどのように考えているのか。

●適宜サービスを提供している事業者を随時調査して、事業に参加していただけるようであれば声かけをしていきたい。

○地域包括支援センター運営事業費について、柏原・水富圏域を分割して令和6年度に水富圏域に新たに地域包括支援センターを設置する計画とのことだが、令和5年度にこの地域包括支援センターを分割するに当たって実施する事業内容は。

●柏原・水富圏域の分割については、現在応募のあった法人のヒアリング審査が終了している段階であり、今後、地域包括支援センター運営協議会の承認を得るなど、正式な受託者として決定する手続を進めていく。また、柏原圏域、水富圏域を担当する両法人には、センターの設置場所を決定し、事務所の整備や物品の確保、人員の確保などを進めていただく。分割に向けて市が準備することは、センターの分割に際して、水富圏域分のデータ分割及び移行などのシステム改修が必要となるため、開所のおおむね半年前までには着手したいと考えている。

○地域介護予防活動支援事業費について、いきいき百歳体操の状況と、新年度の再開の見込み、あるいは再開に向けた支援については。

●いきいき百歳体操の団体は、令和4年度中に4ヵ所増えて今35ヵ所で進めている。令和4年度は、休止から戻ったところはない状況で、一方、個人的にいきいき百歳体操に加わりたいといった話も聞いているので、それも含めて今後、市でもサポートしていきたい。

○障害者生活支援事業費のレスパイトケア事業給付費の内容は。

●重度の医療ケアが必要な子どもを持つ世帯の親へのレスパイト事業で、具体的にはこの付近では埼玉医大の施設などが対象となっている。月に1件程度の利用はある。

○障害者生活支援事業費の日常生活用具給付費について、ストマ用装具について、小腸機能障害も対応できるようにすることは予算に反映されているのか。

●ストマ用装具と人工呼吸器の外部バッテリーを項目に追加して、令和5年度早々に要綱改正して対応する予定である。令和4年度当初予算と同額の2,700万円で対応できると考えている。

○人工呼吸器の外部バッテリーの追加について、要綱改正はいつ頃を予定され、周知はどのようにするのか。

●要綱改正は年度当初を考えている。障害者福祉サービスを利用している方へは狭山市相談支援専門員からの周知を行い、また、広報やホームページでの周知も図っていく。

○障害者相談支援事業費の聴覚障害者相談員について、相談員の配置の状況や相談の状況は。

●月曜日から金曜日までの週29時間勤務で、基本的な勤務曜日は決めているが相談者の状況によって臨機応変に対応している。午前9時から午後4時までの勤務だが、2日に1回ぐらいは超過勤務をしている。相談件数は平成30年度547人、令和元年度672人、令和2年度917人、令和3年度1,544人と、右肩上がりに増えている。

○文化・スポーツ等参加促進事業費について、今年度どのような事業で障害者スポーツの促進を進めていくのか。

●今年度同様に障害者水泳教室を考えている。その他、障害者スポーツでは、令和4年度も実施してきたボッチャや卓上のカーリングなどを進めていきたい。

○入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業費について、賃借料として施設借上料が計上されているが、1年間ではどれぐらいの賃借料になるのか。同じような施設を借り上げた場合の平米単価と比較して適正水準の検証はされているのか。

●施設借上料については、民間事業者が整備し所有する子育て支援拠点施設を本市が賃借する費用であり、令和5年度は1月から3月の分で5,057万4,000円を、令和6年度から令和14年度までは毎年度1億4,700万円程度を予定している。民間が所有する建物との比較については、子育て支援拠点施設は保育所と児童館機能を複合化するものであり、諸室の配置や園庭、屋外施設等、子どもの施設として特有な条件があることから、民間事業者が所有する一般的な建物を賃借し、施設として活用した場合の比較は難しいと考えている。

○施設借上料5,057万4,000円の内訳は。

●施設整備に係る経費相当分が約1,877万1,000円、維持管理に係る経費が約518万3,000円、民間事業者の資金調達に伴う利息相当分が約420万2,000円、施設所有に伴う保険料や公租公課等が約2,241万8,000円である。

○児童館管理事業費について、水野児童館移転業務委託料がある。新たに入曽地区子育て支援拠点施設で児童館としてオープンするが、水野児童館の場所を使つての事業についての考えは。

●現在、入曽地区に出張児童館、出張子育てプレイスという形で水野児童館の事業を実施している。今度は場所が移転するが、逆に同じような形で出張児童館、出張子育てプレイスのようなものを提案する指定管理者を選びたいと考えている。

○母子家庭等自立支援事業費について、自立支援教育訓練給付金は今年度2件あり、高等職業訓練促進給付金は令和3年度、令和4年度と新規が11件あるが、新年度増額になっている主な要因は。

●新規については例年どおり10件程度と見込んでいるが、継続については数年前に制度の改正があり、期間が4年に延長され、最終年度に4万円を加算する拡充があり、その影響が令和5年度から始まることで予算が増額となったものである。

○実際に就職に結びついた具体例は。

- 准看護師や正看護師が多く、着実に就労に結びついている。准看護師の課程を終えて、さらに正看護師を目指して進学をしている方もおり、資格取得によって、より条件のいい就労に結びついていると考えている。
- 養育費関連公正証書等作成促進補助金について、新年度は令和4年度より少し減額となっているが、利用の状況は。
- 養育費の公正証書の作成について、令和4年度は4件の申込みがあり、合計で8万円弱の補助金を交付している。こうした実績に基づいて、次年度については若干金額は下がっている。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金について、ひとり親家庭が児童扶養手当の支給を受けている、または同等の水準ということだが、生活保護世帯の子どもや親は使えるのか。また、具体的に対象講座にはどのようなものがあるのか。給付金の上限は15万円だが、試験の合格についての費用は一般的にどれぐらいかかるものか。
- 生活保護家庭についても対象となると考えているが、この補助金が収入認定されるかについては今後確認していく。高等学校卒業程度認定試験は文部科学省が年2回行い、合格すると高校卒業程度の学力を有しているとして扱われ、就職にも有利になるので制度を創設した。通信あるいは通学、通塾という形で認定試験に合格するための講座を設けているところがある。金額は、通信講座では10万円から30万円ぐらいの間の価格帯が多いため、補助限度額が6割で15万円というのは妥当な金額ではないかと考えている。
- こども医療費支援事業費と関連して、移住・定住プロモーション事業費について、移住・定住の促進のために行うPR活動の具体的な内容とスケジュールは。
- 企画課と広報課と連携して、県の補助を受けて行う。当初はこども医療費の広告計画として考えていたが、せっかく広告するのであれば、狭山市の魅力をもっと発信していくべきとなった。広告内容は、こども医療費の支給対象年齢拡大について、入曽地区子育て支援拠点施設のオープン、若い世代向け住宅の分譲、入曽駅周辺整備事業、にこにこテラス、智光山公園の動物園やキャンプ場について、また、他市にはなるが、プロ野球の球場が近くにあること、アウトレットモール、国道16号という大動脈に面していること、関越自動車道のインターチェンジから冬はスキー場まで日帰りで行けるなど、何でも狭山の魅力として発信しようとしている。媒体としては、鉄道事業者の全1,260車両に、1車両に1枚貼らせていただく。広告の掲示期間が2ヵ月間なので、5月や6月を予定している。
- 要保護児童対策地域協議会の中での支援が必要な子どもが保育所等を利用されているケースはどれくらいあるのか。
- 福祉的利用については、公立保育所で38人、民間保育所で42人、認定こども園で5人、地域型保育事業所で7人、公立幼稚園で1人、私立幼稚園で13人、合計で106人という状況になっている。また、この中に特定妊婦が10世帯あるとの状況を把握している。
- 保育所の待機児童について、3月1日現在の状況ではゼロ歳児で71人いるとのことで、ゼロ、1歳児

で多いことについての分析や要因は。

- 令和4年度は、ゼロ歳児についてはコロナ禍による預け控えなどがあり、4月1日の入所状況は50%前後であった。10月から11月ぐらいからゼロ歳児の申込みが多くなり、1歳児についても、働き方改革や女性の就業率の向上、新型コロナウイルス感染症の状況も相まって、保育ニーズが高まっていると実感している。

○子ども・子育て支援事業計画の次期計画に向けて、保育所の整備の予定はどのような見通しか。

- 待機児童の解消の見込みについては、第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画では、計画の最終年度である令和6年度に待機児童を解消することとしており、新たな認可保育所の整備等の推進により、待機児童は着実に減少している。本年度についても、市営住宅複団地跡地へ定員90名の認可保育所が開設し、さらに令和6年4月に入曽地区に定員90人の認可保育所を開設する予定としており、待機児童はおおむね解消すると考えている。

しかし、保育所の拡充によるさらなる保育需要の喚起、コロナ禍での経済活動の再開、長引く物価高騰など生活環境の変化により、保育需要がさらに増加する見込みもあり、今後も変化する保育需要を見極めながら、整備等について検討を行っていきたいと考えている。

○民間保育所等施設整備補助事業費について、入曽地区に定員90人の認可保育所を整備するが、民間事業者の選定状況及び補助金支給の流れは。

- 民間事業者の選定については、令和4年5月に公募を開始し、2つの事業者から応募があった。応募のあった2つの事業者について、客観的評価による1次審査と、プレゼンテーションによる2次審査を実施した結果、令和4年10月に事業予定者を決定し、認可保育所の整備及び運営に関する協定書を締結している。補助金については、本年4月に国から内示を受け、6月に補助金の交付申請を行い、7月に工事に着手する予定である。令和6年2月に工事が完了し、補助金の実績報告を行い、補助金の交付決定を受け、令和6年4月に事業者に補助金を交付する流れとなっている。

○入曽区域の保育所整備の具体的な候補地は。

- 西武新宿線入曽駅の東口から約1キロの徒歩15分程度で、入曽地区子育て支援拠点施設と山王保育所の間辺りの県道川越入間線に面した場所になる。

○公立保育所改修整備事業費の具体的な改修工事の内容は。

- 新狭山保育所のホールの床張り替え工事や柏原保育所の手洗い場の改修工事など、利用者の安全性を考慮し、優先的に改修が必要な箇所や、毎年度実施している点検等で指摘のあった設備等を対象として実施する予定である。

○青い実学園療育事業費について、医療的ケア児に対しての療育支援は具体的にどのように行われているのか。

- 青い実学園は通園施設であり、医療的ケアが必要な子どもも通園をすることで療育を提供することができる。また、例えば重度の障害や疾病があり、外出が困難で通園することが難しい子どもの場合には、青い実学園の職員が自宅を訪問して療育を行う、居宅訪問型児童発達支援のサービスも提供をし

ている。

○青い実学園の職員体制は。また、居宅訪問型児童発達支援の利用の希望があった場合は何名ぐらいまで受け入れられるのか。

●正規職員が11名、うち保育士が9名おり、その他に会計年度任用職員としてフルタイムの保育士、児童指導員が10名、医療的ケア児の支援ではフルタイムの看護師を配置し、さらに居宅訪問型児童発達支援のニーズに対応できるようにパートタイムの保育士も2名分予算を計上している。居宅訪問型児童発達支援は、週に1回程度、1回当たり1時間程度という形で、保育士1名と看護師1名で訪問をしている。令和3年度は4名の利用者がいて対応できていた。定員は定めていないが、ある程度十分なサービス提供できる範囲での人員体制を予定している。

○学童保育室について、令和5年4月の見込みとして、入間川東小・富士見小学童保育室分室は50名の入室で8名の待機がいるが、学校ごとの内訳は。また、シダックス狭山市入間川放課後児童クラブは在籍29名の見込みだが、学校ごとの内訳は。

●入間川東小・富士見小学童保育室分室の入室50名の内訳は、入間川東小学校が18名、富士見小学校が32名である。待機8名の内訳は、入間川東小学校が6名、富士見小学校が2名である。シダックス狭山市入間川放課後児童クラブの29名の内訳は、入間川小学校が20名、入間川東小学校が6名、奥富小学校が2名、私立が1名になる。

○民間学童保育室支援事業費について、民間学童保育室開設等に係る費用は。また、開設時期や場所等は。

●4,700万円のうち2,400万円は既存の民間学童保育室2カ所の運営に関する補助金であり、残りの2,300万円が今回の入曽地区の民間学童保育室の開設等に係る費用である。開設時期については、令和5年8月の開設に向けて公募による事業者の選定を行う予定で、場所については、公募の際に入曽地区内に指定し、事業者が運営に必要な部屋や保育環境等を提案することとしている。

○当該学童保育室の人数は。また、対象となる小学校区域は。

●40人規模の学童保育室の運営について提案をいただく予定である。対象となる小学校区については、南小学校区、山王小学校区、入間野小学校区、御狩場小学校区となる。

○学童保育室改修整備事業費について、調査設計委託料の内容は。

●入間川小学校の敷地内に入間川小学童保育室の増築設計を行うに当たり、入間川小学校敷地内での立地等が非常に難しいとの内部検討結果となっており、都市計画法や建築基準法、消防法等の関係法令に基づき、増築可能な場所などの調査及び検討について幅広い専門知識が必要であるため、調査設計業務を委託するものである。

○生活保護事業費について、ケースワーカー1人当たりの持ち世帯数は。

●現在は法定標準数の80世帯だが、今年度末に非常に申請件数が増え、ケースワーカー1人当たりの持ち世帯数が1世帯、2世帯増えている状況となっている。

○新年度のケースワーカーの配置人数及び経験年数は。また、ケースワーカーへの研修はどのようなものが行われる予定なのか。

●現在、ケースワーカー10名と査察指導員2名が業務を行っている。経験年数は1年目が2名、2年目が2名、3年目が4名、4年目が2名、5年目が1名、6年目が1名となっている。研修については、埼玉県が主催するケースワーカー研修や査察指導員の研修、また自立支援の研修に積極的に参加して、課に戻ってきて全体でフィードバックを従前より行っている。ケースワーカー経験のない職員等に対しては、経験年数の長いケースワーカーや査察指導員を含めて、課内でOJTを実施して、それぞれのスキルアップを図っていく。

4款 衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費 から 4目予防費

○ふれあい健康センターサピオ稲荷山に関して、3月に出す予定だった実施方針を延期することだが、VFMを慎重に見なければいけないとは具体的にどういうことか。

●現在、国土交通省が公表しているVFMの簡易計算ツールがある。これを用いて試算したところ、マイナス11から13%ということでVFMがなかった。ただ、厳密には、この簡易ツールでは計算できない部分もあり、これだけをもってVFMがある、ないとの結論を出すことは尚早で、なおかつ、今後この事業が進むとPFI事業の中でも最終的にVFMを出すことになるが、最終的な直前の段階でVFMがないとなると、事業の進行への影響もあり、慎重に取り扱いたいと考えている。

○PFIは、VFMが出るのが一つの条件になっていると思うが、マイナス10%以上になってしまう要因はどのようなものが考えられるのか。

●消費税率が、現在の簡易ツールは5%になっており、現状に合っていない。また、その計算に用いる数値などが、各専門家の人たちが経済状況などの細かい分析で用いる数字もあるとのこと、市の職員だけでは算出できないということである。

○今のスケジュールでは、いつまでにVFMの最終結果を出して、次のステップに進むのか。仮にVFMがこの時点で出ないことが明らかになったときのスケジュール変更はどのように行われるのか。

●令和5年度の12月までをめどに実施方針を策定したいと考えている。令和7年度に予定している休館や改修工事、令和8年度の運営再開についての変更はないが、VFMがないとの結果が出た場合については、事業の方針を変更するなどの検討が必要となってくるので、その場合は事業の進行を変更せざるを得ない状況が生じると想定している。

○初期救急医療体制整備事業費の急患センター運営費補助金について、運営時間の変更をすることだが、実際の利用状況は。

●11月から2月までの午後の受診者数を確認して医師会と相談したところ、ゴールデンウィーク中の午後や、お盆期間中で医療機関が休みのときの午後に対応した方が患者のためになるのではないかとということで、今後の利用者の状況等を踏まえて、令和6年度以降については改めて協議していく。

○早期不妊検査・治療費助成事業費について、早期不妊検査費助成金についてはこれまでと同様なものか。また、保険適用外の部分についての補助を出す自治体もあるが、何らかの変更があるのか。

●早期不妊検査費、早期不妊治療費、不育症検査費の助成については、不妊治療の保険適用により、埼玉県の不妊治療費助成が令和4年度末で終了となり、本市の不妊治療費助成は県助成の上乗せであるため、同様の扱いとなる。保険適用外の部分については、情報としては理解しているが、国でも先進治療を混合診療に入れるかどうかについて確立してないところもあり、情報を見ながら市としての事業の組み立てを考えていきたい。

○出産・子育て応援事業費の子育て支援アプリの内容は。

●妊娠届時の面談や出産後の面談において、対象の方にアプリのダウンロードを勧めながら導入していきたい。内容は、市の子育て施策をプッシュで対象者の方に知らせるもの、予防接種のスケジュール管理や、管理アラートでの接種の忘れ防止、母子手帳の乳幼児の成長曲線のようなものがアプリで管理できるものの導入を考えている。

○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について、令和5年度はどのような方が何回接種するなどの方向性。

●令和5年度のワクチン接種は、現状では追加接種が可能な全ての年齢の方を対象として、9月から12月にまず1回の接種を行う、と国は示している。また、それに加えて、重症化リスクが高い方、医療従事者の方、高齢者施設で働いている方には、5月から8月を想定して、さらに1回、それぞれ公費負担で実施するとの方針を示している。多い方は2回、全ての接種を希望する方は1回、公費負担で接種が行われるとの方針が示されている。

○成人保健事業費の事業補助交付金として、ウィッグ等購入費助成金が新規事業となっているが、制度の概要は。

●狭山市がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成事業として、令和5年4月1日より開始を考えている。がん治療に伴う脱毛や乳がんによる乳房切除等を行った方に、外見の変化をカバーするため、ウィッグまたは胸部補整具の購入費の助成を行い、経済的不安の軽減、患者の社会生活、療養生活の向上を図ることを目的として行う。がんと診断されて現在治療を受けている方、または過去に乳房切除をした方が対象で、がんと診断された方の場合は、ウィッグや帽子を購入した方が、乳がんを診断され乳房を切除した場合は、胸部補整具を購入した方が対象になっていく。また、本事業による助成を受けたことがない方や他の助成制度の対象となっていない方に助成を行う予定になっている。所得制限は設けない。ウィッグと帽子は助成対象者の性別は問わない。

助成対象経費は、ウィッグの購入費としているが、これには帽子やウィッグの装着時に皮膚を保護するためのネットを含んでいる。医療用に限らない。また、胸部補整具については、補整用のシリコンパッド、補整下着、入浴着などの購入費になる。いずれも令和5年4月1日以降に購入したものを対象としていく。消費税を含む1万円を上限に購入実費額を助成する。申請1人につき各1回限りとする。購入した日の翌日から1年以内に申請をしていただく。申請書はホームページに掲載する予定である。添付書類は、診療明細書、診断書、お薬手帳の写しなど、がん治療の受診を証明する書類と領収書等を考えている。

事業費の内訳は、ウィッグ購入費の助成金が30件、乳がん身体補整具購入費が10件で40万円となる。

10款 教育費

○学校の規模と配置の適正化支援業務委託料について、規模、調査の時期、また、いつ頃までに結果等をまとめて方針を出されるのか。

●これまでの児童生徒数の長期的な将来推計には、狭山市人口ビジョンのシミュレーションを用いており、転入促進策等、出生率の改善政策による増加は一定数見込んでいたが、宅地開発による人口流入は見込んでいなかった。これにより、過去の将来推計と実際の数値に乖離が生じている学校が出ている。そこで、来年度については宅地の開発余地を調査し、転入による社会増を織り込んだ、より信頼性の高い児童生徒数の将来推計を算出して、適正化の方針について検討していく。この適正化の方針決定の根拠となるものなので、できれば令和5年度前期のうちにはこの将来推計を算出して、後期にはこれを基に基本方針について再度検討したい。

○教育相談事業費について、令和5年度のさやまっ子相談員、教育相談員、適応指導教室指導員の人数の状況は。

●さやまっ子相談員は14名、教育センター相談員は7名、適応指導教室の担当は3名を予定している。

○小学校管理事業費と中学校管理事業費について、令和4年度、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い石けんやアルコール消毒のための予算をつけてきたが、令和5年度に関してはどのように対応するのか。

●新型コロナウイルス感染症の感染対策の消耗品については、令和4年度は児童・生徒1人600円の積算単価としていたものを、令和5年度は400円ということで200円減額した形で継続していく。

○中学校校舎等改修事業費について、今回、中央中学校並びに入間野中学校の改修工事及び柏原中学校の設計委託を実施するに至った理由は。

●これら3校が新耐震基準を満たしているため、これまで耐震補強工事に併せて実施してきた屋上防水や外壁、劣化した設備等の改修工事をしていないことから、改修が必要な学校と判断したものである。

○具体的な工事内容は。

●内装工事については、主に経年劣化が進行した自動火災報知設備や受水槽、高架水槽、小荷物専用昇降機の改修のほか、教室内の天井や壁などを塗装する予定となっている。

○中央中学校と入間野中学校の工事のスケジュールは。

●授業や学校行事に影響を与えないように、学校側と調整を進め、現時点では令和5年9月頃から令和5年度末までの期間で外壁の改修工事を、生徒が不在となる夏休み期間を中心に内装等の改修工事を実施する予定である。

○博物館改修事業費について、どのような改修か。

●常設展示室横通路の天井及び収蔵庫に雨漏りが発生しているため、入場者や収蔵品等に影響が出ないよう屋上防水及び外壁の改修工事を行う。

○貴重な資料が入っている収蔵庫などへ雨漏りによる影響はないのか。

●収蔵品等に影響が出ないよう、ビニールシートや吸水シート等の敷設や除湿器の設置等の応急処置により適切な環境を確保している。

○武道館管理事業費について、新年度の利用の見込みをどのように考えているか。

●令和4年度の実績を基に令和5年度は約1万3,200人の利用を見込んでいる。

債務負担行為

○入間川及び柏原学校給食センターの維持管理運営について、長期包括事業として期間を11年と設定した理由は。

●児童生徒数が減少し、現在3つの給食センターで運営しているが、2センターへの機能集約が見込めることも想定し、その時期が11年後と考え、今回の包括委託の期間を11年という形で設定した。

○事業手法として、PFIではなく長期包括委託を選択した理由は。

●デリバリーランチ方式やPFIのRO方式なども選択肢の一つとしてあったが、現在の学校給食センターはそのまま継続利用するのが望ましいので、今後も引き続き市が責任を持って安定的な学校給食を提供し、持続可能な体制を維持できる手法として包括委託という形になった。PFI方式が採用されなかった理由は、大規模建設がないのでVFMが見込めなかったためであるとの答弁。

○事業者選定のスケジュールは。

●令和5年7月下旬までに優先交渉権者の選定決定と公表を行い、11月下旬には事業者の仮契約の締結ができればと思っている。令和6年の年明け早々に本契約の締結を行い、1月から3月に業務の引継ぎをして、4月からは通常どおりに給食ができるように考えている

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第22号 令和5年度狭山市国民健康保険特別会計予算

○保険基盤安定繰入金について、低所得者の7割、5割、2割軽減のための繰入金と未就学児の均等割の保険税繰入金があるが、それぞれどれぐらいを見込んでいるのか。

●7割軽減は4,943世帯、5割軽減は2,683世帯、2割軽減は2,711世帯の合計1万337世帯を見込んでいる。未就学児軽減については、対象者数を504人で想定している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第23号 令和5年度狭山市介護保険特別会計予算

○新年度の介護認定の審査件数の見込みは。

●新規・更新変更申請件数の見込みは4,507件で、増加を見込んでいるとの答弁。

○介護認定審査会の回数はどのように設定していくのか。

●審査会については、各合議体、隔週で実施しているが、このほかに、例えば第1週、第3週と行っている合議体については、2週あるいは4週に臨時的な開催を行うことを予定し、前年度より24回多く見込んでいる。

○令和5年度に関して、介護職員の処遇改善に関する情報などはあるか。

●現時点においては、令和4年度で行ったようなベースアップ加算等の詳しい報告は入っていない。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第24号 令和5年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算

○後期高齢者医療について、一部負担金の負担割合別人数の現状と新年度の見込みは。

●令和4年度の負担割合別人数については、令和4年12月31日現在、全体の被保険者数が2万5,495人で、3割負担の方が2,102人で全体の8.24%、2割負担の方が7,498人で29.41%、1割負担の方が1万5,895人で62.35%となっている。令和5年度負担割合別見込み人数については、広域連合が示している令和5年度平均被保険者数と令和4年12月31日現在の割合から算出した見込み人数となるが、全体の平均被保険者数2万7,333人のところ、3割負担の方が2,252人、2割負担の方が8,039人、1割負担の方が1万7,042人となる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。